

「熊本市新庁舎整備基本計画策定及び基本設計・実施設計等業務委託プロポーザル」質問及び回答

※No.は質問全体の通し番号です

No.	書類名	ページ番号	項目番号・項目名	質問事項	回答	担当課
50	プレゼンテーション 実施要領	-	3. プレゼンテーション の出席者名簿の提出 について	庁周発第000054 号令和6 年12 月19 日の通知文書の別添、プレゼンテーション実施要領「3. プレゼンテーションの出席者名簿の提出について」において、プレゼンテーション出席者名簿（5 名以内・・・）と記載がありますが、管理技術者や建築（総合）主任技術者が必ず出席することに関しては本通知文書に記載がありません。しかしあくまで、プロポーザル実施要項 1 4 提案書等のヒアリングの実施（3）の通り、管理技術者と建築（総合）主任技術者の出席は必須と考えてよろしいでしょうか。	本要領において、「その他留意事項については、「プロポーザル実施要項」及び令和6 年（2024年）11月28日付で通知した「参加資格審査結果について（庁周発第000050号）」をご確認下さい。」と記載している通り、管理技術者と建築（総合）主任技術者の出席は必須となります。	庁舎周辺まちづくり課
51	別紙2 提案書作成要領	3	4 提案書等の提出 部数 (2)	提案書作成要領 4 提案書等の提出部数（2）副本について、様式 1 0 号（右上側）に記載する所在地、事業者名・共同企業体名、代表者職・氏名については、通知を受けた社名とするものと考えてよろしいでしょうか。	本要領に記載の通り、提案者の商号または名称等が類推できないよう、通知を受けた社名（アルファベット）の記載または該当箇所のマスキング（黒塗り）など、必要な対応をお願いします。	庁舎周辺まちづくり課
52	別紙4 評価基準	3	1 「評価点」の算出 基準 別表 1 評価基準	別紙4：プロポーザル評価基準の別表1：評価基準中の4.見積金額の相対評価の方法についてご教示ください。提出見積金額を委託上限金額の半額で提出した場合、計算式に当てはめると50点になります。複数社の見積金額の内、この金額が最安値であった場合、この50点を上限の10点に読み替え、他社見積は比例案分で0～10点を配分すると理解してよろしいでしょうか。	「相対評価」という表現が不正確でした。 各提案者のそれぞれの見積金額に基に、当該計算式によって点数を算出し、10点を上限とした加点を行う「絶対評価」となります。	庁舎周辺まちづくり課
53	別紙2 提案書作成要領	3	4 提案書等の提出 部数 (2)	白冊にまとめる提案書等（正本・副本とも）には、提案書概要版（様式第 1 1 - 6 号）、見積書（様式第 1 2 号）、積算内訳書（任意様式）を含み、副本（1 0 部）においては提案書（表紙）（様式第 1 0 号）、見積書、積算内訳書には「所在地、事業者名・共同企業体名・代表者職・氏名」等を記載せずに 参加資格審査結果について（通知）にて指定された参加者記号のみ記載するという考えでよろしいでしょうか。	提出書類については、正本及び副本ともに、「別紙 2 提案書等作成要領」の「2 提出書類」に記載の通りです。また、本要領「4 提案書等の提出部数（2）副本」に記載の通り、提案者の商号または名称等が類推できないよう、すべての提出書類において、通知を受けた社名（アルファベット）の記載または該当箇所のマスキング（黒塗り）など、必要な対応をお願いします。	庁舎周辺まちづくり課
54	別紙2 提案書作成要領	3	5 作成上の留意事 項 (1) カ	白冊にまとめる提案書等のうち、通しページを余白下中央に付す範囲と、左上をホチキス止めする範囲をそれぞれご指定下さい。	表紙以外のすべての提出書類に通しページを付し、表紙も含めてホチキス止めをお願いします。	庁舎周辺まちづくり課

55	別紙2 提案書作成要領	3	4 提案書等の提出 部数 (1)	提案書等作成要領4 提案書等の提出部数(1) 正本1部、について、「添付書類を含め、参加者名が分かるもの」と記載がありますが、「添付書類」とは、様式第10号(表紙)、様式第11-1~11-5号(テーマ1~5の提案書)、様式第11-6号(提案書概要版)、様式第12号(見積書)、任意様式(積算内訳書)と考えてよろしいでしょうか。	貴見の通りです。	庁舎周辺まちづくり課
56	別紙2 提案書作成要領	3	4 提案書等の提出 部数 (1)	上記の場合、「参加者名が分かるもの」に該当する箇所は、様式第10号、様式第12号に関しては、「所在地、事業者名・共同企業体名、代表者職・氏名」を指すものと考えられますが、10号と12号を除く他の様式においては、正・副どちらも名前を伏せた状態で提案書を作成するのは不可という意味でしょうか。 例えば、様式11-1~11-5(11-6も含む)において、事業者名・共同企業体の構成イメージ図や、実績の写真や名称を掲載する場合、正本も副本も社名や実績名を伏せた状態でイメージ図や写真の掲載をしたいと考えていました。	様式第10号及び第12号を含むすべての提出書類において、正本に関しては、提案者名を伏せる必要はありませんが、副本に関しては、これらの提出書類から提案者の商号または名称等が類推できないよう、通知を受けた社名(アルファベット)の記載または該当箇所のマスキング(黒塗り)など、必要な対応がなされていれば、実績名や社員名は表示されていても構いません。	庁舎周辺まちづくり課
57	プロポーザル実施要項	14	14 提案書等のヒアリングの実施 (7)	ヒアリング時の説明資料について、提案書を説明用に加工することは不可(文字の強調、配置の変更、文字やイラストの追加なども不可)となっておりますが、図をパワーポイント上に一枚ずつつけて貼り付け使用することは可能でしょうか。	説明にあたっては、提出された提案書等に限ってスクリーンへの投影を認めることとし、資料の分割等は認めません。ただし、投影した資料を、パソコン操作により拡大することは可とします。	庁舎周辺まちづくり課